



交通部觀光局推動境外郵輪來臺獎助要點

台灣 交通部觀光局

国外大型定期客船來台獎勵助成金プログラム

2017.1.18

一、目的：交通部觀光局(以下簡稱本局)為積極爭取全球各地區國外郵輪搭載外籍及大陸地區(含香港及澳門)旅客來臺停靠，特訂定本要點。

一、目的：交通部觀光局(以下本局と称する)は、諸外国に向けた国外大型定期客船の外国籍及び中国大陸地区(香港及びマカオを含む)旅客の台湾への停泊誘致を目的として本プログラムを定める。

二、獎助對象：指經外國主管機關立案認定可經營載運旅客之國外及大陸地區(含香港及澳門)郵輪公司。

二、獎勵助成金の対象：国外主管機関が認可した外国籍及び中国大陸(香港及びマカオを含む)の大型定期客船会社。

三、本要點所稱郵輪及郵輪旅客定義如下：

三、本プログラムは、大型定期客船及び客船旅客に対しての定義を以下とする。

(一) 郵輪：係指其航程及沿途目的地與船上設施皆為提供遊樂之由國外及大陸地區(含香港及澳門)郵輪搭載旅客從境外港口來臺停靠旅遊。

(一) 大型定期客船の定義：航路及び途中寄港地、船上施設の全てが娯楽を提供するもので、旅客を載せた外国及び中国大陸地区(香港及びマカオを含む)の大型定期客船が旅行を目的に国外の港から台湾へ停泊する客船とする。

(二) 郵輪旅客：指搭乘該郵輪之外籍及大陸地區(含香港及澳門)旅客，不包含船員、工作人員及中華民國籍旅

客。

- (二) 大型定期客船旅客の定義：当該大型定期客船に乗船する外国籍及び中国大陸地区（香港及びマカオを含む）の旅客とする。なお、船員、船上スタッフ及び中華民国の旅客は含まない。

四、 奨助条件及基準：

四、 奨励助成金の条件及び基準：

- (一) 國外郵輪來臺停靠一個港口以上者，以一航次論；同一郵輪公司申請奨助一年(以當年一月一日至十二月三十一日為一年計)共計以十五航次為限。
- (一) 国外大型定期客船は台湾内における寄港がひとつ以上の港に停泊した場合においても一航海とする。同一大型定期客船運航会社による奨励助成金申請は、一年度あたり（当年1月1日~12月31日までの一年間を指す）計15航路までを限度とする。
- (二) 停靠臺灣超過十二小時，每航次最高奨助一萬五千美金；停靠十二小時以下，每航次最高七千五百美金。
- (二) 台湾での停泊が12時間を超える場合、助成限度額は一航海につき、15,000米ドルまでとする。台湾での停泊が12時間以内の場合、助成限度額は一航海につき、7,500米ドルまでとする。
- (三) 奨助航次不包含企業或旅行社或以其他形式包船來臺之航次，且不得與本局所提供之其他奨助或促銷方案重複申請。
- (三) 奨励助成金対象の航海は、企業、旅行会社、またはその他のチャーター船による来台航海を含まない。また、本局が提供する他の助成プログラムまたは販売促進プログラムなどとの併用申請はできない。
- (四) 奨助款項限用於境外行銷規劃及產品發展支出。

(四) 奨励助成金は、国外のマーケティング計画及び商品開発の用途支出に限り使用することとする。

(五) 申請本奨助之郵輪航次應於中華民國一百零九年十二月三十一日前完成停靠臺灣港口航程。

(五) 本奨励助成金を申請する大型定期客船の航海は、2020年(民国109年)12月31日までに台湾の港での停泊を終了しなければならない。

前項第四款所稱之行銷規劃及產品發展係指廣告、參加旅展、商展行銷、促銷活動、媒體或業者熟悉之旅、主題郵輪行程或其他經本局同意之用途。

前条第4項に定めるマーケティング計画及び商品開発とは、広告、旅行展示会への参加、展示会マーケティング、販売促進プロモーション、メディアまたは業者の熟知する旅、大型定期客船テーマ旅行、その他本局が同意した用途を指す。

五、申請及審査程序：

五、申請及び審査の手順：

(一) 郵輪公司入出臺灣港口相關申請作業應遵守我國商港法、航業法、船舶法及相關子法規定辦理。

(一) 大型定期客船運航会社は、台湾への入出港関連手続きの申請について、台湾における商港規定、海事法及び船舶法及び関連規定に基づき処理する。

(二) 申請奨助可由郵輪公司(含其分公司)或其船務代理公司提出，並應於郵輪該航次首度停靠臺灣港口至少二個月前提出申請表(如附件一)及完整相關文件，送本局駐外辦事處(以郵輪公司所在地或郵輪停靠港所在地之辦事處或其鄰近辦事處)轉本局審核。申請截止

日期為中華民國一百零九年十月三十一日。

- (二) 奨励助成金の申請は、大型定期客船運航会社(その子会社を含む)或いはその船舶運営取扱代理店を通じて提出し、台湾の港に最初に停泊する2か月前までに申請表(別紙1参照)と関連書類を、本局の海外駐在事務所(大型定期客船会の所在地或いは停泊する港の所在地の管轄事務所)に提出後、本局が審査する。申請期限は、2020年(民国109年)10月31日までとする。
- (三) 本要點修正生效日起二個月内、於郵輪該航次首度停靠臺灣港口一星期前提出申請者、不受前款申請期限之限制。
- (三) 本プログラム修正の発効日から2か月以内、大型定期客船が台湾の港に最初に停泊する1週間前までに申請した者については、前項の定める申請期限は適用されない。
- (四) 本局駐外辦事處應就申請案之內容(含郵輪之船籍、航程、預定停靠時間、預定郵輪旅客數、奨助款項之用途等資料)初步審査。符合規定者、陳報本局核定。
- (四) 本局の海外駐在事務所において初期審査として申請案の内容(大型定期客船籍、海路、停泊予定時間、乗船旅客予定人数、助成金の用途などの提出資料)を精査する。提出書類に不備がなく規定に適した場合は、本局へ正式に提出し査定する。

六、經費來源：本要點奨助所需經費由本局觀光發展基金編列預算支應，並採先申請先保留方式，當年預算額度用罄後即不受理申請。

六、經費の出所について：本プログラムにおける奨励助成金の經費は、本局觀光發展基金予算より捻出される。經費は申請の先着順に確保され、当年の予算枠に達した場合は、申請の受付を終了する。

七、經費結報請撥程序：

七、經費報告と支払いについて：

(一) 受獎助者應於計畫執行完成後一個月內(停靠臺灣港口航程完成後起算)提出申請(如附件二)。

(一) 奨励助成金の受領者は計画実施後1か月以内(台湾の港停泊完了から起算)に実施報告申請書類(別紙2参照)を提出すること。

(二) 申請文件應檢附郵輪公司領據正本、郵輪公司或船務代理業者提供確認之成果資料(包括抵離港口時間、郵輪旅客分析資料、郵輪航線資料、依第四點第四款申請之奨助項目樣本及其支出憑證或其他可證明支出項目及金額文件)，報請本局駐外辦事處彙整審查後再送本局複審無誤後核撥。

(二) 申請書類には、大型定期客船会社が発行した領収書原本と、大型定期客船会社または船舶代理店が提出する正確な成果報告資料(入港・出港時間、客船旅客の分析資料、大型定期客船の航路資料、第4条第4項の申請助成金項目に係るサンプル及びその支出証明書或いはその他の証明可能な支出項目及び金額の書類)を添えて、本局の海外駐外事務所に提出し、各書類内容の審査後、本局で再審査を行い、不備などなければ助成金を交付する。

(三) 核撥奨助金額以實際停靠時間計算，且不逾依第四點第四款申請之奨助項目實際支出金額，直接匯撥於郵輪公司所提供之美金帳戶。

(三) 奨励助成交付金は、實際の停泊時間で計算する。なお、第四条第四項の申請助成金項目における實際の支出金額を超えてはならない。また助成交付金は、直接大型定期客船会社が指定した米ドル口座に為替送金する。

八、受獎助者未依第五點或第七點規定期限內提出申請並提供

完整資料者，均不予受理。

八、奨励助成金受領者の申請が第五条或いは第七条に定める提出期限を過ぎた場合、及び書類に不備があった場合は、いずれも受理しないものとする。

九、督導及考核：本局駐外辦事處應就郵輪奨助申請案負督導責任，除就奨助對象發生下列情事進行考核外，並得對該奨助對象停止奨助一年：

九、指導及び審査：本局海外駐在事務所は、大型定期客船の奨励助成金申請について指導責任を負い、奨励助成金対象者に以下の行為が発覚した場合は、奨励助成金の支払いを一年間停止する。

(一) 虚報、浮報停靠港口時間，應繳回該部分奨助經費。

(一) 虚偽報告や停泊時間の過大計上など粉飾が発覚した場合は、虚偽内容の奨励助成金を返還しなければならない。

(二) 實際停靠港口時間低於原申請停靠港口時間百分之七十以下，由應核撥奨助金額扣減百分之五以激勵達成目標。

(二) 實際に停泊した時間が、申請時に記載した予定停泊時間の70%を下回った場合は、目標達成の激励として、助成交付金から5%の減額とする。

交通部觀光局 国外大型定期客船來台獎勵助成金申請書

申請日(西曆)：20____(yyyy)/____(mm)/____(dd)

客船会社

会社名			
責任者		電話	
職名		E-mail	
住所			
※ 客船会社の登記証明書コピー、または国外主管機関が認可した外国籍及び中国大陸（香港及びマカオを含む）の大型定期客船会社の証明書類を添付してください。			

代理申請する海運会社（客船会社が直接申請書類を提出する場合は、この欄の記入は不要です。）

会社名			
担当者		電話	
職名		E-mail	
※ 客船会社の委任申請証明書（原本）を添付してください。			

客船情報

客船名	
船舶の国籍	

乗船旅客予定 人数	
<p><input type="checkbox"/>本奨励助成金を申請する航海は、企業や旅行会社のチャーター船ではありません。(ご確認後、チェックを入れてください。)</p> <p>(本奨励助成金の申請条件として、チャーター船による来台航海は対象外です。)</p>	
<p>航海地：</p> <p>➤ 航路説明： _____ (書類添付可)</p> <p>➤ 台湾に寄港する航路説明：</p> <ul style="list-style-type: none">● 入国港 Arrival Port: _____ 入港日時(ETA)： _____ / _____ / _____ , _____ : _____ (年/月/日；時間) 出港日時(ETD)： _____ / _____ / _____ , _____ : _____ (年/月/日；時間)● 出国港 Departure Port: _____ ; <input type="checkbox"/>入国港と同様 入港日時(ETA)： _____ / _____ / _____ , _____ : _____ (年/月/日；時間) 出港日時(ETD)： _____ / _____ / _____ , _____ : _____ (年/月/日；時間)● その他途中寄港する港：<input type="checkbox"/>なし <input type="checkbox"/>あり、下記に記入してください。 寄港地名： _____ 入港日時(ETA)： _____ / _____ / _____ , _____ : _____ (年/月/日；時間) 出港日時(ETD)： _____ / _____ / _____ , _____ : _____ (年/月/日；時間) 寄港地名： _____	

入港日時(ETA)： _____ / _____ / _____ , _____ : _____ (年/月/日；時間)

出港日時(ETD)： _____ / _____ / _____ , _____ : _____ (年/月/日；時間)

※ 船舶の国籍/登記証明書コピー、または、国外主管機関が認可した外国籍の大型定期客船会社に関する書類を添付してください。

※ 船舶登記証明書に記載されている会社が客船会社名と異なる場合、客船会社は、当該船舶会社が客船会社の傘下社である証明を書面にて提出してください。

奨励助成金申請の見積もり及び経費の使用方法について

本航海が台湾の港に停泊する時間数：(チェックを入れてください。)

12 時間以内…助成金は最高 7,500 米ドルまで。

12 時間以上…助成金は最高 15,000 米ドルまで。

経費の使用方法： _____

※ 執行計画書には、執行方法や日時、場所/ルート、ターゲットとする客層、経費見積書(経費の支出項目及び予算)を明記し、添付してください。

本申請は、本年度の客船会社第 _____ 航海に係る助成金申請です。

申請機関は、以下の内容をよく読んでから署名・捺印してください。

1. 上記各欄に記載された事項は、事実と相違ありません。
2. 申請書に記載漏れがないかを確認後、客船が台湾の港に最初に到着する二ヶ月前までに申請書類一式を提出してください。
3. 奨励助成金の航海は、本局の特別な同意がない限り、当局が提供する他の助成プログラムまたは販売促進プログラムなどと重複して申請することはできません。
4. 申請機関は、本局が実施する審査に必要な全ての書類を提出する義務があり、本局は申請書類を拒絶或いは受理する権利を有するものとします。
5. 同一の客船会社による奨励助成金の申請は、一年度につき（当年4月1日～翌年3月31日まで）計15航海までを限度とします。
6. 本申請（初回申請）が本局の審査を通過した場合、客船会社は規定により台湾の港を離れてから一ヶ月以内に、支払経費の明細書を添えて助成金交付申請書（二次申請手続き）を提出してください。所定期間内に二次申請をしなかった場合は、助成金申請を放棄したものと見なされます。

申請機関の署名/捺印：

日付：

海外事務所による審査及び評価：

- 申請条件及び書類は全て規定を満たしているので、本局審査へ転送します。
- 追加書類や補足説明が必要です。申請機関は所定期間内に提出してください。その後本局審査へ転送します。
- 申請は受理できません。申請機関に書類を返却します。
- 不受理の事由： _____

海外事務所の署名/捺印：

日付：

本局の審査結果：

- 本申請に同意し受理します。
- 本申請は同意できません。不受理の事由： _____

本局業務機関の署名/捺印

日付：

交通部觀光局 国外大型定期客船來台獎勵助成金交付申請 表

申請日(西曆)：20____(yyyy)/____(mm)____(dd)

客船会社

会社名			
責任者		電話	
職名		E-mail	
住所			

代理申請する海運会社 (客船会社が直接申請書類を提出する場合は、この欄の記入は不要です。)

会社名			
担当者		電話	
職名		E-mail	

客船情報及び交付申請額

客船名: _____

航海地:

➤ 全航路の説明: _____ (書類添付可)

➤ 実際に台湾港に停泊した航路説明: (詳細は添付通り)

● 入国港 Arrival Port: _____

入港日時(ETA): _____ / _____ / _____, _____ : _____ (年/月/日; 時間)

出港日時(ETD): _____ / _____ / _____, _____ : _____ (年/月/日; 時間)

● 出国港 Departure Port: _____ ; 入国港と同様

入港日時(ETA): _____ / _____ / _____, _____ : _____ (年/月/日, 時間)

出港日時(ETD): _____ / _____ / _____, _____ : _____ (年/月/日, 時間)

● その他途中寄港する港: なし あり、下記に記入してください。

寄港地名: _____

入港日時(ETA): _____ / _____ / _____, _____ : _____ (年/月/日; 時間)

出港日時(ETD): _____ / _____ / _____, _____ : _____ (年/月/日; 時間)

寄港地名: _____

入港日時(ETA): _____ / _____ / _____, _____ : _____ (年/月/日; 時間)

出港日時(ETD): _____ / _____ / _____, _____ : _____ (年/月/日; 時間)

本航海が台湾の港に停泊する時間数: (チェックを入れてください。)

12 時間以内… 交付申請額は _____ 米ドル。

(助成金は最高 7,500 米ドルまで)

12 時間以上…交付申請額は _____ 米ドル。

(助成金は最高 15,000 米ドルまで)

※ 交付申請額は、支出明細書の額面通りとします。(ただし、停泊時間より計算された本局同意の助成金額を超えてはなりません)。

照合資料 (確認後、チェックを入れて関連書類を提出してください。)

客船会社の領収書(原本)。

奨励助成金プログラム第4条第5項に定められている助成対象項目のサンプル及び支払証明書、その他証明できる支出項目、金額、書類など。

旅客分析資料：乗船旅客人数、国籍、性別、年齢(区分)など含む。

客船会社の米ドル口座：

※ 領収書原本の金額は、交付申請額と同じでなければなりません。

※ 米ドル口座名が客船会社名と異なる場合は、書面を添付して説明してください。

申請機関は、以下の内容をよく読んでから署名、捺印してください。

7. 上記各欄に記載された事項は、事実と相違ありません。また添付資料も明白に識別できるものです。
8. 申請書に記載漏れがないかを確認後、客船が台湾の港を離れてから一ヶ月以内に申請書を提出してください。所定期間内に申請をしなかった場合は、当該申請を放棄したものと見なされます。
9. 申請機関は、本局が実施する審査に必要な全ての書類を提出する義務があり、本局は申請書類を拒絶或いは受理する権利を有するものとします。

申請機関の署名/捺印：

日付：

海外事務所による審査及び評価：

- 申請条件及び書類は全て規定を満たしているので、本局審査へ転送します。
- 追加書類や補足説明が必要です。申請機関は所定期間内に提出してください。その後本局審査へ転送します。
- 申請は受理できません。申請機関に書類を返却します。
不受理の事由： _____

海外事務所の署名/捺印：

日時：

本局の審査結果：

- 本申請に同意し、助成金を交付します。交付金額 _____ 米ドル。
- 本申請は同意できません。不受理の事由： _____

本局業務機関の署名/捺印：

日時：